

平成30年12月20日版

平成30年度恩納村結婚新生活支援事業に関するQ&A

※本Q&Aはよくある質問についてまとめたものです。

(所得・年齢)

Q1 所得とはいったい何を指すのか。

- A 給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額
自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費

Q2 所得はいつの時点の所得証明書で確認すればよいか。

- A 申請の時点で発行されている最新の所得証明書により確認します。

Q3 夫婦の双方または一方が申請時において無職であり、所得がない場合の証明はどのようにすればよいか。

- A 「誓約書兼無職・無収入申立書(様式第3号)」により、無職であることを宣誓いただくとともに、離職票や退職証明書等により無職であることが確認できる場合は、これらの写しも添付ください。

Q4 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでか。

- A 所得証明書の期間と同一期間です。

Q5 貸与型奨学金の年間返済額については、どのように確認すればよいか。

- A 奨学金返還証明書による確認を想定していますが、申請者において同証明書の取得が難しい場合には、通帳等による返済額がわかる書類の写しを提出していただきます。

Q6 夫婦の婚姻日における年齢については、どのように確認すればよいか。

- A 戸籍抄本や婚姻証明書等の夫婦の生年月日が確認できる書類により確認します。

※年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。ご注意ください。

(家賃・引越費用等共通)

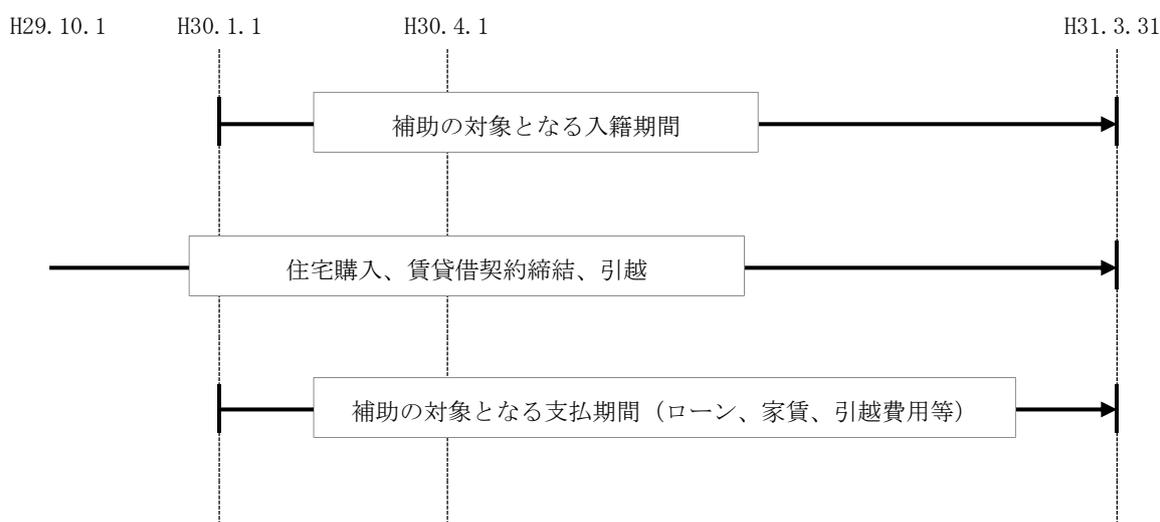
Q 7 補助の対象となる「入籍期間」、「住宅購入、賃貸借契約締結、引越の期間」、「支払期間」はいつか。

A 補助の対象となるそれぞれの期間は以下のとおりです。

「入籍期間」は「平成 30 年 1 月 1 日以降、平成 31 年 3 月 31 日まで」の範囲内。

「住宅購入、賃貸借契約締結、引越の期間」は「婚姻日の 3 月前から平成 31 年 3 月 31 日まで」の範囲内。

「支払期間」は「平成 30 年 1 月 1 日以降、平成 31 年 3 月 31 日まで」の範囲内。



Q 8 再婚の世帯も補助の対象となるのか。

A 補助の対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が本交付金の交付を既に受けたことがある（他の地方自治体を含む）場合は補助の対象となりません。

Q 9 生活保護受給世帯は対象となるか。

A 対象となります。ただし、生活保護による住宅扶助を受給している場合、その部分については本交付金の対象外となります。

Q 10 補助の人数に制限はあるのか。

A 補助の人数に制限はありません。ただし、予算に限りがあります。今年度予定している予算額に達した時点で締め切りといたします。

(家賃等)

Q 1 1 家賃等について対象となる費目はどのようなものか。

A 婚姻に伴う住宅取得費用は物件(建物)の購入費のみ、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象となります。したがって、住宅取得に伴う土地購入代、住宅賃借費用に伴う駐車場代、清掃代、更新手数料、光熱費、設備購入費等は対象となりません。

Q 1 2 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合どうすればよいか。

A 家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となります。

Q 1 3 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となるのか。

A 対象外となります。このため、住宅手当支給証明書等の提出により、手当支給額を把握し、当該部分を差し引くことが必要となります。

Q 1 4 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象となるか。

A 対象となります。この場合、賃貸借契約書で借借人が勤務先であること、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認することが必要となります。

Q 1 5 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないが、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、領収書の確認のみで足りるか。

A 領収書の確認のみで可能です。ただし、領収書に記載されている費目が敷金となっていること、賃貸借契約書に記載されている住宅に対して支払われていることを書面により確認することが必要となります。

Q 1 6 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本交付金の対象となるか。

A 対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とします。

Q 1 7 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となるか。

A 対象となります。ただし、この場合は、同居開始後に生じた費用に限ります。

Q 1 8 夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となるか。

A 対象となります。ただし、住宅取得や物件賃借のための契約名義が夫婦のいずれかでありかつこれらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。

Q 1 9 夫婦の親名義で家主と賃貸借契約を締結し、夫婦が親に家賃相当分を支払っている場合、補助の対象となるか。

A 対象となりません。

Q 2 0 婚姻に伴い生じたリフォーム費、増改築費は補助の対象となるのか。

A 対象となりません。

(引越費用)

Q 2 1 引越費用について対象とならない費目はどのようなものか。

A 不用品の処分費用及び自らレンタカーを借りて引っ越した場合、友人に頼んで引っ越した場合は対象とはなりません。

Q 2 2 夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該物件に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となるか。

A 対象となります。